

日本籍船舶の船底検査における弁及びコックの開放検査に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、日本籍船舶の船底検査における弁及びコックの開放検査に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則B編（日本籍船舶用）である。なお、本改正は2026年7月1日から適用される。

2. 改正の背景

国土交通省が定める「船舶検査の方法」では、水中検査を行うには船底弁の開口部を船外から確実に閉鎖できる構造とすること及び船底検査における弁及びコックの開放検査を行うことが要求されている。本会は、これらの要件を鋼船規則B編に取入れている。

ただし「船舶検査の方法」では、水中検査を行うために要求される船底弁の開口部を船外から閉鎖できる構造でなくともよい条件が規定されていたが、鋼船規則B編に当該条件が取入れられていなかった。

加えて「船舶検査の方法」では、上架した検査では船底検査における弁及びコックの開放検査の省略は認められていない。ただし、水中検査を行う際には、船底検査における弁及びコックの開放検査の省略できる条件が規定されていた。一方で、鋼船規則B編には、前回の船底検査時に実施し、検査員が認める場合は、弁及びコックの開放検査が省略可能である旨が規定されており、不整合が生じていた。

このため、国土交通省が定める「船舶検査の方法」との整合を図るため、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

改正点は以下のとおりである。

- (1) 水中検査を行うために要求される船底弁の開口部を船外から閉鎖できる構造については、次の(a)から(c)に該当する場合にはこの限りでない旨を規定した。
 - (a) 船内もしくは船外から容易に内部を点検できるもの
 - (b) 主機もしくは発電機の冷却系統もしくはビルジ系統もしくは消防系統の弁以外のもの
 - (c) ステンレス製のもの
- (2) 上架して行う船底検査での弁及びコックの開放検査の省略を認めない。
- (3) 水中検査を行う際に、水中検査実施時の3ヶ月前以内に弁及びコックの自主点検（開放検査、ただし、上記(1)(a)から(c)に該当する場合は適切な点検整備）が適切に行われていることを条件に、開放検査を省略して差し支えない旨に改めた。